

「鹿屋体育大学学術研究紀要」の投稿及び編集・発行要領

(平成16年4月1日
 学術情報・産学連携委員会決定)
 改正 平成20年2月5日
 平成21年2月3日
 平成21年7月21日
 平成25年1月8日
 平成29年3月15日
 平成29年11月17日
 平成30年4月18日
 令和元年9月6日

鹿屋体育大学学術研究紀要（以下「学術紀要」という。）は、本学教員等の研究成果等を広く公表するために発行するものであり、その投稿及び編集・発行に当たっては、この要領の定めるところによる。

1. 学術紀要の原稿は、随時受け付ける。
2. 原稿は未発表のものに限る。
3. 人を対象とする研究報告はヘルシンキ宣言の精神に則ったものでなくてはならない。
4. 実験動物を用いた研究報告は各施設の動物実験指針に則って行われたものとする。
5. 個人情報の記載の含まれる論文については被験者のプライバシーに十分配慮する。インフォームドコンセントを得た上で、投稿するものとする。
6. 学術紀要に投稿する原稿は、以下の区分及び内容とする。

	区分	内容
(1)原著論文等	a. 原著論文	オリジナリティーが高く科学論文として完結しているもの
	b. 総説論文	それぞれの研究領域における自己の研究成果も交えて考察を加え、体系的に整理したもの
	c. 実践的研究	実践現場からのオリジナリティーの高い指導経験等について考察し、整理したもの
	d. 調査・研究資料	それぞれの学問領域の発展への高い指導経験等について考察し、整理したもの
	e. 評論 (研究ノートを含む。)	国内外の競技等の中で、専門家の立場から自分の研究アイデアを交え運動方法学あるいはコーチ学的に論議すべき題材を見出し評論したもの
	f. 各種報告	学長裁量経費等による成果を報告したもの

	g. 推薦論文	交流協定のある大学からの寄稿論文で本学の研究推進に寄与するもの
	h. その他	国内外の研究の動向を伝え、本学の研究の推進に益すると考えられる問題提起となるもの
(2) 研究集録		学会、研究会及びシンポジウム等の講演抄録、海外研修、国内研修、研究プロジェクト等による報告、書評、特別講演要旨及びパブリケーションリスト)

7. 学術紀要への投稿は、原則として本学教員、研究員及び技術職員に限る。但し、学術研究紀要編集小委員会（以下「小委員会」という。）が必要と認めた場合には、本学の教員以外に寄稿を依頼することができる。筆頭著者は原則として本学教員、研究員及び技術職員とするが、本学教員が指導した研究成果を本学教員と連名により投稿する場合には、大学院生、学部学生及び研究生（以下「学生等」という。）を筆頭著者としてすることができる。
8. 学術紀要に掲載される原著論文等の著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 学術紀要に掲載された原著論文等の著作権は、鹿屋体育大学に帰属するものとする。
 - (2) 原著論文等の著者は、原著論文等を掲載する場合、別記様式「著作権譲渡書」を小委員会に提出するものとする。
 - (3) 原著論文等の著者は、その投稿文の全部又は一部をそのままの形又は一部改変して他の著作物に転載することができる。ただし、事前に文書で小委員会に届け出るとともに、出典及び著作権者名を明記しなければならない。
9. 掲載原著論文等は、原則として鹿屋体育大学学術情報リポジトリにおいて公開する。
10. 原著論文等の原稿執筆については、以下の要領による。
- (1) 原稿は図、表、写真及び要約を含め、刷上り 9 ページ以内を原則とし、次の書式に従うものとする。

和文原稿	a A 4 判用紙に上下左右それぞれ 3 cm の余白をとり、10.5 ポイント、40 字×20 行のページ設定とし、20 枚以内とする。 b 常用漢字、現代かなづかいを用い、楷書横書きとし、句読点及び括弧は 1 字に相当するように書き、単位は原則として国際単位による。
欧文原稿	c A 4 判用紙に上下左右それぞれ 3 cm の余白をとり、ダブルスペースで 25 行（400 語以内）書きのもの、20 枚以内とする。

- (2) 原稿には表紙を付し、表題、和文表題、著者名と同ローマ字（例. Taro KANOYA）、所属系名を付記し、和文原稿には 300 語から 1,000 語以内の欧文要約を、欧文原稿には 1,000 字以内の和文要約を、抄録には 3～5 語のキーワードをそれぞれ添付する。
- (3) 図、表には、必ず通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は本文中に赤インクでそれぞれの番号によって指示する。
- (4) 図中の文字や数字は、直接印刷できるように鮮明に書く。
なお、挿図及び写真については白黒のほかカラーも可とする。
- (5) 引用文献等の掲載順序は、原則として著者・出版年方式 (author-date method) とする。また引用文献等のリストは、本文の最後に著者名の ABC 順に一括し、雑誌の場合の書誌データの表記は、著者名（発行年）論文名・雑誌名巻：ページ. の順とし、単行本の

場合は、著者名（発行年）書名．発行所：ページ（pp.）の順とする。

(例1 雑誌) Saltin, B., Radegran, G., Koskolou, M. D., and Roach, C. (1998)

Skeletal muscle blood flow in humans and its regulation during exercise. Acta Physiol. Scand. 162:421-426.

木村次郎・佐藤淳二(1991)運動選手のバーンアウト発症機序に関する事例研究. 体育学研究 35 : 313-323.

(例2 単行本) Kenyon, G. S. and McPherson, B. D. (1973) Becoming involved in Physical activity and sport: A process of socialization. In: Rarick, G. L. (Ed.) Physical activity: Human growth and development. Academic Press: New York, pp. 304-333.

山田太郎・山本三郎・小松孝弘・鈴木健一(1995)民族アイデンティティに関する研究. 椎名弥生ほか編 アイデンティティ研究の展望. ナカニシヤ出版: 京都, pp. 128-178.

エリクソン: 村瀬邦宏・近藤孝夫訳(1989)ライフサイクル, その完結. みすず書房: 東京, pp. 71-78. <Erikson, E. H. (1982) The life cycle completed: A review. W. W. Norton & Company: New York. >

(6) 謝辞及び付記等は、公平な審査を期するため、査読後、「掲載可」となった後に本文の末尾又は文献の前に書き加えることとする。

11. 研究集録の要領については、以下のように定める。

(1) 和文原稿は、上記「10-(1)-a 及び b」の書式に従い、欧文原稿の場合は、「10-(1)-c」の書式に従うものとする。

(2) 投稿できる原稿の枚数は、以下のとおりとする。ただし、欧文原稿の場合は、和文原稿枚数の 1/2 枚とする。

学会、研究会及びシンポジウム等の講演抄録	投稿者が発表した場合は原則として5枚以内とし、参加の場合はその名称のみとする。
海外研修及び国内研修報告	原則として2枚以内とする。
研究プロジェクト等による報告	原則として5枚以内とする。
書評	自分で読んだあらゆる分野の図書、論文、その他の評論とし、原則として4枚以内とする。
特別講演要旨	特別講義、最終講義の内容とし、原則として3枚以内とする。

12. 学術紀要に投稿する者は、区分を指定し、印刷原稿及び電子データを学術図書情報課に提出する。また、学生等が筆頭著者となる場合は、本学教員が責任著者となり、区分を指定する。

13. 投稿された原著論文等については、査読を行い、小委員会の責任において原稿の取捨選択、掲載順序、形式を整えるための加除訂正等を行う。

査読は原則として学内の教員が行うが、原則として査読者は複数とし、学外者にも依頼することができるものとする。

14. 原稿は、査読後、「掲載可」となった後に、謝辞及び付記等以外の変更を加えてはならない。

15. 投稿原稿の校正は3校までとし、初校及び2校については投稿者が行い、3校は小委員会

の責任において行う。

なお、校正においては、文言の修正にとどめるものとする。

16. 掲載論文の別刷りを希望する者は、初校のときに、その必要部数をゲラ刷り表題のページに明記する。但し、この場合の実費はその全額を投稿者の負担とする。

この要領に定めるもののほか、学術紀要の編集及び発行に当たっての必要事項は、学術情報・産学連携委員会において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 5）

この要領は、平成20年2月5日から施行する。

附 則（平21. 2. 3）

この要領は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平21. 7. 21）

この要領は、平成21年7月21日から施行する。

附 則（平25. 1. 8）

この要領は、平成25年1月8日から施行する。

附 則（平29. 3. 15）

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

附 則（平29. 11. 17）

この要領は、平成29年11月17日から施行する。

附 則（平30. 4. 18）

この要領は、平成30年4月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令元. 9. 6）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式

著作権譲渡書

鹿屋体育大学学術研究紀要に掲載される論文等（原著論文、総説論文、実践的研究、調査・研究資料、海外研修及び国内研修報告、学会・シンポジウムの講演抄録等を含む。）の著作権は、「鹿屋体育大学学術研究紀要」の投稿及び編集・発行要領に基づき、学術研究紀要編集小委員会に最終原稿が届いた時点から鹿屋体育大学に帰属しますので、下記書式に必要事項をご記入の上、担当事務局へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、著作者が複数の場合は、原則として著作者全員の署名を得ることが必要となりますが、全員の合意を得た上であれば代表者のみの署名でも可といたします。

【担当事務局】学術研究紀要編集小委員会（学術図書情報課 図書サービス係）

Tel : 0994-46-4874 / E-Mail : jyo-sa@nifs-k.ac.jp

「鹿屋体育大学学術研究紀要」の投稿及び編集・発行要領に基づき、以下に掲げる論文等の著作権を鹿屋体育大学に帰属することを承諾いたします。

年 月 日

■ 標 題 :

■ 著作者名 :

（複数の場合、全員記載のこと）

■ 所 属 :

■ 署 名（複数の場合、全員分記載するか、全員から権限を委任された代表者）

・ 住所 :

・ 所属 :

・ 氏名 :

※全員記載する場合、別紙に適宜署名欄を追加してください。